

鹿沼市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年12月9日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 津久井健吉

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査（工事監査）

2 監査の期日及び場所

(1) 期日 令和6年11月12日

(2) 場所 監査対象工事現場

3 監査の対象

(1) 令和5年度鹿沼運動公園陸上競技場トラック改修工事（土木工事）

(2) 第1浄水場機械設備工事（機械器具工事）

4 監査の着眼点

工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査、維持管理業務、委託業務について、適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

ア 予備監査として、所管部局より提出された関係資料に基づき、書類調査を行った。
また、必要に応じて書面にて関係職員に説明を求めた。

イ 本監査として、所管部局の関係職員の出席を求め、監査委員が聴取と質疑等を行っ

た。併せて、工事現場の視察調査を実施した。

6 監査の結果

(1) 令和5年度鹿沼運動公園陸上競技場トラック改修工事

上記5の方法により監査した結果、特に指摘すべき事項はないものと認められた。

多くの要望を取り入れた今回の工事により、利用者の満足度も高まることが期待される。指定管理者との連携を図り、末長く市民に親しまれる施設となることを望む。

(2) 第1浄水場機械設備工事

上記5の方法により監査した結果、入札後に設計書の労務費において計算誤りがあったことを業者から指摘されていたことが確認された。当該計算誤りについては、設計者の労務費計算における誤解によるものであると認められた。

設計書の積算は工事の契約額に直接影響するものであるため、積算者のみならず確認者においても細心の注意を払って再発防止に努めていただきたい。